

令和5年度第2回伊賀市行政事務事業評価審査委員会 議事概要

開催日時	2023(令和5)年10月16日(月) 午後1時から午後4時15分
開催場所	伊賀市役所本庁舎5階501会議室
傍聴者数	0名
出席委員	小林 慶太郎【1号委員】 舩見 くみ子【2号委員】 松村 元樹【2号委員】 高橋 健作【3号委員】 安本 美栄子【4号委員】 久保 千晴【4号委員】 尾登 誠【4号委員】
欠席委員	井上 順子【2号委員】 藤本 久司【2号委員】 西口 真由【4号委員】
事務局	○デジタル自治推進局 局長 宮崎、次長 奥田、行政改革推進係長 大山、主査 大澤、奥本 ○企画振興部 美術博物館建設準備室 室長 馬場、主査 杉永 文化振興課 課長 西村、主査 松尾 ○建設部 都市計画課 課長 川部、係長 吉福
議事日程	1 開会 2 議事 ① 伊賀市 ミュージアム青山讃頌舎 ② 伊賀市文化会館、あやま文化センター、青山ホール ③ 蓑虫庵 ④ 史跡芭蕉翁生家 ⑤ 岩倉峽公園キャンプ場 3 その他
配布資料	【資料1】伊賀市行政事務事業評価審査委員会委員名簿 【資料2】伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例 【資料3】令和5年度伊賀市行政事務事業評価審査委員会日程表 【資料4】指定管理者制度の解説 【資料5】審査資料 【資料6】本年度審査の進め方 【資料7】前年度の答申に対する取り組み状況について 【資料8】補助金等の適正化に関する指針
議事概要	<u>1 開会</u> 小林委員長による挨拶 <u>2 議事</u> <u>①伊賀市 ミュージアム青山讃頌舎</u> 資料5をもとに事務局による補足説明

【委員】

レビュー結果整理シート②個別論点の1つ目と3つ目に関して、専門家チームは伊賀市文化都市協会に対して、「協会が担えない業務があるならば、また自分たちで担えないならば指定管理を受けるべきではない」旨を発言している。そこだけ聞けば納得だが、この案件はそうではないと考える。経緯としては、最初に穂月明氏の遺族から作品を寄付していただいた。寄付された作品は、伊賀市 ミュージアム青山讃頌舎で展示することになり、作品に関する知見が必要になった。だからこそ東洋文化資料館青山讃頌舎への委託もしくは指定管理に出すための検討を行政が行ったと記憶している。結果として東洋文化資料館青山讃頌舎では穂月明作品以外のものは対応できないとの判断になり、伊賀市文化都市協会を指定管理者として指定したとの認識である。

- 【担当課】本来であれば、東洋文化資料館青山讃頌舎を指定管理者とした施設の管理運営が理想であった。経緯については、委員の認識のとおりである。
- 【委員】この経緯を専門家チームはご存じか。担当課は専門家チームに、この経緯を説明しているか。
- 【担当課】専門家チームからヒアリングを受けた際に説明している。
- 【委員】再委託はだめだと思うが、今までの経緯を考慮したときに、伊賀市文化都市協会と東洋文化資料館青山讃頌舎との関係をどう構築するのか。どのような形が望ましいのか、行政が中心となって対応していくべきである。

例えば、企画毎に経費を使うときに、東洋文化資料館青山讃頌舎の学芸員に係る経費という形はとれないのか。そうなれば、伊賀市文化都市協会と学芸員、東洋文化資料館青山讃頌舎との関係が整理され、理想の形になるのではないか。

また、本件について公募は反対である。小さい自治体の場合、人材や団体など受け入れ体制がない。全国的に発信をして、仮にやっていただいたとしても5年間継続されるか分からない。実際に、市内でも1年間で断念した事例もある。これらを考えると、小さな町で住民ニーズに対応する場合、市長権限で非公募とする5条適用が望ましいと考える。

以上のことから、この件については、5条適用が妥当で、そのうえで、伊賀市文化都市協会と東洋文化資料館青山讃頌舎との関係をどう構築するかが解決すべき問題と考える。

- 【担当課】伊賀市文化都市協会、東洋文化資料館青山讃頌舎、市という体制になっている。市としても指定管理だから丸投げとしているわけではなく、現在は、三者の意見交換会を定期的開催している。今年は6～8月に3回ほど実施しており、その中で来年度の企画展や補助金の活用、市の関わり方、運営などについて

も検討している。また、指定管理業務でも有識者を招いて先進事例も含めながら、施設の認知度を上げるための企画展や、広報周知について協議の場を設けている。

➤ **【委員】** 企画毎に経費を管理するのであれば、この施設で穂月明さんに特化した企画展をした際に、東洋文化資料館青山讃頌舎の学芸員は、その企画の経費に計上できるのではないか。東洋文化資料館青山讃頌舎の学芸員の人件費を全体の企画費に入れられるのであれば、伊賀市文化都市協会と東洋文化資料館青山讃頌舎との問題は解決するのではないか。

➤ **【事務局】** 指定管理者制度を選択しなければ、委員のおっしゃるようなことは可能になると考える。例えば、市が建物を管理し、市が運営していく中で、企画によっては、その専門家に委託することは考えられると思う。ところが指定管理者制度を選択した場合では、協定書や仕様書の中で企画展から建物の維持管理も含めて、全てを指定管理先に任せることになるため、指定管理先に企画展の専門知識がない場合は外部委託がなされるのだろう。そうになると、そもそも指定管理者制度を導入する意味があるのか、市が直営で建物の管理をして、運営開催のときに会計年度運用職員や臨時職員が対応し、企画業務だけを市が専門家に委託したらよいという話になる。専門家チームからの指摘としては、指定管理者制度にそぐうのか、市が公の施設を維持管理する際に、全てを指定管理ありきで考えているのではないかとの内容であった。

また、5条適用については、条例上、随意契約のような制度になっているが、専門家チームの見解では、その随意契約が条例の中で許されていると解すべきではないとのことだった。条例の5条では申請を免除するとされているだけで、2条では必ず公募によらなければならないとある。5条は特例がある場合において申請を免除とある。よって条例の中では公募が原則という解釈である。

➤ **【委員】** 指定管理は手続き条例ではあるけども、5条は指定管理者の公募者の選定の特例であるから、書類上の免除ではなく公募者を市長が選定できるようになっているのではないか。

➤ **【事務局】** 3条の規定による申請によらず、市が出資している法人または公共団体、もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定できるとある。3条とは、市長に申請しなければならないとあるが、2条では指定管理者になろうとする団体を公募しなければならないとある。一方、今までの運用は、「5条だから」、「公共的団体だから」といって随意契約が可能と解釈して運用していたのではないかと専門家チームから指摘されている。

➤ **【委員】** 条例に複数の解釈が出来るため問題が起きている。これまで通りの運用と、条例を厳重に解釈した場合に、齟齬が生まれる。そこについては、担当部局で条例の改定を検討すること。今

の書き方であれば、公募の必要があり、団体が申請しなくてはいけない、だが5条で申請することを免除される、公募されたところと、申請を免除されたところから指定管理者を選定しなくてはいけない、と条例の文言からは読み取れる。そのとおり運用されていないのであれば改める必要がある。

【委員】

直営でなく指定管理としている理由を教えてほしい。

- **【担当課】** 専門家チームから、市として作品を寄贈いただいたのだから、責任をもって管理すべきであり、指定管理で民間に任せるのではなく、市の直営で管理しながら企画展を実施する。もし、企画展の部分が難しいのであれば業務委託で運営すべきといった指摘も受けている。担当課としては、おっしゃるとおりと受け止めている。別施設でも歴史的資料を活用するということで、市の直営で対応している事例もあるため、次の更新時には直営も含め検討していきたい。
- **【委員】** 今回、3年間の期間を更新したばかりのため、契約破棄することも出来ないが、その後については直営もあり得るとの考えは理解した。

【委員】

今後の長期的な展開を考えたときに、寄贈いただいた作品や展示室は市有財産である。ご遺族の想いはあるだろうが、見方によっては、このご遺族が経営している東洋文化資料館青山讃頌舎では、集客はできないため、伊賀市文化都市協会に対応してもらおう。しかし、作品はご遺族が自分達で管理したいと捉えることもできてしまう。この関係性の認識について考えを聞かせてほしい。

- **【担当課】** ご遺族（東洋文化資料館青山讃頌舎の学芸員）がご高齢であることから、いつまでも対応していただけるのかといった課題がでている。美術博物館建設準備室の中で、市の新たな美術博物館を中心に据えて、この施設をサテライト施設にしたいとの考えもある。メインの美術博物館が建設された場合に、この施設でも美術品を鑑賞できるといった拠点の一つとして位置づけたいとの考えがある。そのために、美術作品に関する学芸員の採用も検討している。ご遺族（東洋文化資料館青山讃頌舎学芸員）の知識を市が雇う学芸員に引き継いでもらうようなことも打診している。このご遺族が関わらなくなった場合でも、穂月作品の企画展等が継続できるような環境を整えたい。

【委員】

当初は、穂月明さん自身が私立の展示室として設けた経緯がある。その時点で市への譲渡は決まっていたのか。

- **【担当課】** 穂月明さん自身は市に寄贈するためではなく、自分の

作品を見てもらう場を作りたいとの思いだったと受け止めている。数年後にお亡くなりになったため遺族から市に活用してほしいと提案があった。よって当初から市に寄贈することを目的に作られた施設では無いと認識している。

- 【委員】一般的にはご子息が継ぐものと考えられる。東洋文化資料館青山讃頌舎は、こういった組織なのか。
- 【担当課】東洋文化資料館青山讃頌舎は、穂月作品を管理する法人と聞いている。
- 【委員】穂月明氏の遺族が自ら引き継いで運営することが一般的な考えであると感じる。市に寄贈されたため市に責任はあるが、穂月明氏の遺族が学芸員の資格を持たれていて、穂月明作品を継承していくという立ち位置でもある。しかし、東洋文化資料館青山讃頌舎では、人を雇って経営していくといったことは全く考えていないということなのか。
- 【担当課】展示室を運営するには人を雇う必要があるが、東洋文化資料館青山讃頌舎は財産を管理するだけの法人と聞いている。ご遺族は学芸員の資格を持っているが、市へ寄贈することで、作品を残していきたいと思われたのではないかな。
- 【委員】学芸員の資格を取ったのはいつか。
- 【担当課】不明である。

【委員】

新しい美術博物館を計画する中で、この施設はサテライト施設として検討されているとのことであるが、他にも市へ寄贈される作品が増えるとサテライト施設が増えるのではないかな。いずれにしても、寄贈者の意志というよりは、市民の文化振興にどれだけ寄与できるのかが重要であり、どの制度をもって寄贈を受けるのかを忘れずに今後の対応方針を検討してほしい。

学芸員について、市民サービスのためにも、現在の学芸員から引き継いでいただくためにも、急ぎ学芸員を確保してほしい。市民サービスの中で市民が文化振興、文化的な視点を高めていくために、どの制度が良いのか、全庁的に取り組んでほしい。

伊賀市文化都市協会の5条適用については、市が出資している公共的団体として、積み上げてきたものがある。そのようなことも評価して選考されていると思うので、穂月明氏の遺族が出来ないから受けたというのは誤解があると思う。

- 【担当課】市としては、伊賀市文化都市協会を伊賀市における文化芸術の中核団体と位置づけており、旧崇広堂や赤井家住宅など様々な企画に携わっている。市内の芸術家とのつながりもある点を評価し、伊賀市文化都市協会にお願いしている。穂月明作品を詳しく知らないから委託しているわけである。よって、専門家チームから指摘されているように「自分たちで担えない」というわけではないと認識している。

【委員】

見方によっては、私的な相続税対策があるのかと勘ぐってしまう恐れがある。その点はクリアにすべきと思う。

美術館の建設計画については、年々市民が減り、税収が減る中で、新しいものを作ってもその施設が持続可能なのか不安である。個人的には、この施設以外にも好きな施設が多くある。好きだからと言って全て残せるわけではないので、残すためにも、収益化するなどの視点を必ず持って活用法を考えてほしい。資産の管理だけでは負債になってしまうので、今後の計画を立てていただきたい。

➤ 【担当課】相続税対策の件について、一般論ではあるが、名のあ
る芸術家が亡くなった際、遺族が活用を求めて寄贈されることが
多い。相続税対策になるという反面、ご遺族の意向として、名前
が今後残っていくように、作品を活用してほしいという気持ち
で、今回も寄贈いただいたと聞いている。

美術館の持続可能性について、美術館の先進事例の聞き取りを
行くと、学芸員の人件費に一番コストがかかる。一方、施設を作
った後の企画運営には学芸員が大事な要素とも聞いている。光熱
費は太陽光発電技術などの対策が考えられる。人件費の対策とし
て、遠方から来ていただき市にお金が落ちるようなことも検討し
ていきたい。

【委員】

ご遺族の自力が無くなるかもしれない中で、作品を残したいため
に行政に頼んだと思っていた。学芸員が高齢になっていることは事
実で、伊賀市文化都市協会が対応している期間であっても引継ぎを
しっかりと行ってほしい。市側にノウハウがあれば、公募が可能だ
と思う。

伊賀市で美術館として成り立っているのは、この施設だけと感じ
ている。学芸員がいて作品の説明がしっかりできるのは、この施設が
一番である。引継ぎをしっかりと行い、単なる資料館にならないよう、
他の作品を展示するにあたって、展示作品を説明でき、市民に寄り
添えるような学芸員の育成をしっかりと行ってほしい。子ども達が
学芸員と触れ合えるような施設であるとよい。

➤ 【担当課】学芸員については、経験者やノウハウ保有者を探して
いる。出来るだけ早く学芸員を採用し、引き継ぎを受けたい。

この施設は、美術館ではなく展示施設という名称である。これ
は作品の適切な保管庫がないからである。美術博物館は作品を適
切に保管し、研究し、展示活用する場である。これに対応できる
新たな美術博物館を作る必要がある。

【委員】

レビュー結果整理シート②、個別論点4つ目では、譲受基準に関す

る指摘がある。著名度の基準も不明瞭であるし、担当課の内規で判断するのは恣意的になる可能性がある。美術博物館計画の具体化までには、出来ることを早めに実施した方が良いと思う。

事務局へ確認だが、モニタリング手法について専門家チームから報告書⑨モニタリング手法の項で指摘がある。これは、指定管理者別に考えるのではなく、市の方針を先に決めた方がよいと思う。また決算書のセグメントについても、指定管理内容ごとに個別に作るべきものなのか、庁内で統一したフォーマットを定めるべきかの見解を聞かせてほしい。

➤ **【担当課】**寄贈については、国や県の展覧会で入賞・評価されているか、伊賀市史で名を遺しているかが基準となる。また、身近なところでは、市展の運営委員や審査員を務められた方の作品について寄付の話があれば、受けることにしている。専門家チームからは、専門家委員会の立ち上げについても指摘されているため今後検討していきたい。

➤ **【事務局】**モニタリング評価基準について、早くから指摘されており、議会や内部からも指摘がある。現在の総務課所管の運用マニュアルに沿って行くと、仕様書通りに出来て5という評価となる。それは良くないので、既に改正に向け対応中である。今の指定管理者の運用マニュアルは、指定管理者制度の方針が決まった場合の手順書となっており、そもそも指定管理者制度として実施することが相応しいのかの視点で根本的に見直す必要がある。

決算様式は統一様式にするとよいが、統一様式にすることで、それにそぐわない団体もある。一定の統一フォーマットを示しつつ、指定管理者に合わせて変更できるもので運用したいと考えている。現在検討中だが、マニュアルから改める際に合わせてお示ししたい。

【委員長まとめ】

公募には反対という意見もあったが、未来永劫、現在の体制で実施することは難しそうだという意見もあった。また、市としては美術博物館を検討している中で体制が変わることも考えられる。指定管理期間の来期は直営も含めて、管理の在り方については見直ししていただきたい。

その他には、市として穂月明作品の知見を持っていない。市の財産として価値を判断できるよう学芸員の育成等も含めて対応すること。

市有財産が増えることはランニングコスト増大につながる。財産により稼げる仕組みが見つかればいいが、見つからなかった場合大変なことになる。それを考えると公共施設のスリム化やルールが必要である。

モニタリング、決算の在り方に関連するが、指定管理者制度を考えるうえでルールの見直しは必要である。条例自体も運用と条文に齟

齟齬があるため、今後検討していただきたい。

- **【担当課】** 穂月さんの作品について、穂月さんの絵画作品だけでなく掛け軸や仏像や鏡など様々であった。有識者から指定管理料の中で学術的に評価してもらっている。製造時代の判断や、文化財として価値があるのかの評価を進めてもらっている。去年は掛け軸の一つを市の文化財に認定いただいた。作品の価値を把握し、それをアピールできるよう進めているところである。

②伊賀市文化会館、あやま文化センター、青山ホール

資料5をもとに事務局による補足説明

【委員】

この施設を訪れる方は、伊賀市民に限定していないので、定住自立圏の考えから、様々な方に来ていただくことで経済効果があるし、市のアピールにもなる。名張市民の文化芸術云々でなく、大きな視点で施設管理、事業を進めていくことを今後の対応の中に踏まえてほしい。

- **【委員長】** 当初の施設目的は名張となっているが、名張や伊賀にこだわるのではなくて、広い地域から集客し有効に使えるようにという意見である。

【委員】

あやま文化センターが年度末で閉館予定とあるが、あやま文化センターでは、青山ホールの利用料収入以上の実績を出している。なぜ、あやま文化センターを閉館するのか。

- **【担当課】** あやま文化センターは、公共施設の最適化計画の中で、閉館の方向性が示されている。この議論とは別だが、あやま道の駅と周辺施設を一体化して民間活用する方向性も示されており、現在、仕様書を作成して、事業者を選定する予定となっている。あやま文化センターも含めて民間活用される計画が進んでいくため、あやま文化センターは閉館との形になっている。

【委員】

指定管理者の報告書の書きぶり、例えば「～実施した。」「～努めました。」といった記載にばらつきがありとても気になる。指定管理者から提出された書類をチェックしていると思うが、書きぶりを見る限りチェック機能が働いているか疑問に思う。モニタリングの5段階評価基準についても、精度高く行われているのか心配になる。見落としが重要な案件につながることもあるので、しっかりした対応をお願いしたい。

【委員】

なぜ公募していないのか。指定管理者制度はそもそも公募が前提だが、まるで非公募が前提かのように感じる。公募をあえてしていない理由を教えてください。

- **【担当課】**伊賀市では、文化振興条例と、文化振興計画であるビジョン、その前期実行計画である文化振興プランの3点セットがあり、その進捗管理を文化振興審議会で行っている。この条例や計画の中で文化振興を伊賀市と公益団体である伊賀市文化都市協会とが共に行っていくことを明確に位置付けている。ただ施設を管理するだけでなく、事業を含めて市民の文化振興を図る、文化的なハードルをさげていく、誰でも人権的な問題として文化や芸術に触れる機会をつくるといったことに想いをおいて文化振興を進めることを条例や計画に記載している。それを踏まえて共に行える団体が伊賀市文化都市協会であり、また、指定管理の条例でも公益的団体を指定するのであれば5条があり、それを適用し公募していない。
- **【委員】**伊賀市文化都市協会の資質について語っているのではなく、どういう団体かも理解している。それでも、そもそも指定管理者制度は公募を前提とした制度であり、5条は例外規定である。公募をした上で伊賀市文化都市協会が優れているから指定するのであれば理解できる。その方が市民にも説明しやすいのではないか。
- **【担当課】**これまでホールの運用は、5条適用が当たり前と捉えてきたことが現状である。

【委員】

自治体に大きなホールが1つあることが本来かもしれないが、市町村合併により旧町のホールを残したいという執念が切れなかった。指定管理者制度が導入されて、その下準備として行政がそれぞれ調査をしたようだ。その結果、規模が大きくなりすぎている、それでも税金を投入しているので地域間の公正、公平性を民で保てるか考えたときに、それは無理だった。担当課が言うように三重県下では先進的となる3点セット、文化振興条例、ビジョン・プラン、審議会をもって行政と伊賀市文化都市協会が手を携えながら、市民にとって選択肢が多い文化活動が来ているので、そこをクリアするのは民間には難しかったというのがスタートであった。これを時々で見直すべきであるが、見直されなかったようだ。今現在も伊賀市文化都市協会は長い経験の中から、全国各地の団体と協力し、文化芸術の街をつくろうとするビジョンでやっている。あれから十数年たっているので、もう少し行政も努力をして、なるべくは新しい感覚で条例に見合うようなものをするのも大切。行政は、なぜ伊賀市文化都市協会を選択しているか説明できなくてはならない。伊賀市文化都市協会は第二の行政とも言える。任せれば安心という現状を打破することも大事、また選択したことを市民に説明しなくてはいけない。これが出

来ていないから専門家チームもなぜ公募しないのかと指摘しているはず。市民に広報を使ってでも知らせるべきである。このようなことは担当課として議論の対象になっていないのか。

➤ **【担当課】**文化振興プランの進行として、伊賀市文化都市協会や他団体とのヒアリング、進捗状況などをホームページで公開しているが、指定管理については公開していない。

➤ **【委員】**人口が減る中で、よく似た施設が多くあることは見直すべきである。好きなものを好きな人がお金を払って見に行くことは単純な発想である。また、行政は透明性、公平性をもたせるべきであり、市民から聞かれないから広報しないのはよくない。ホールは伊賀市の文化政策を実現するための基幹施設であり、社会的包摂を担う施設ある。そのような認識を持った広報を実施してほしい。

➤ **【委員】**先ほどの委員の発言に補足させていただく。公共的団体、伊賀市文化都市協会が公的サービスを提供する中で、民間事業者等が参入したときに、公的なサービスではなく、民間が得意とする興行的なサービスしか実施されなくなるリスクもある。現に日本中でそのようなことが起きている。文化は伊賀市文化都市協会が担い、福祉とも連携していて、更にはマイノリティの方とも連携するという動きもある。公共サービスの担保という中で、強い意志を持って5条を適用している旨の説明が市民に対して出来ているのか確認である。

➤ **【担当課】**伊賀市文化都市協会は営利を重視せずに、市民に文化芸術を提供することを考えている。民間の場合は、パッケージ事業ばかりを展開し、収益化できる事業ばかりになるという懸念もある。よって、そのリスクも考えている。

➤ **【委員】**子育てという目線では安価で実施されている。チャイルドクラシックプログラムは、年に何回も年齢に応じて実施されている。これは民間に任せるのは難しいと思う。市民に対し伊賀市文化都市協会を選定している理由を説明でき、私たちも安心してホールを利用し続けられると嬉しい。

青山ホールは客席の前にスペースがある。子供が音楽を聴きながら走り回れることができる。ホールの利点を生かし、県内外や障がいがある方、マイノリティの方が参加しやすいイベント立案をしてほしい。ホールの価値を高める方向で進めていただきたい。

【委員】

伊賀市文化都市協会は低料金で文化芸術に触れあえる。役割を果たしている。学芸員の話にもつながるが、専門的な文化振興、芸術振興に見識のある市職員を育てなくてはいけない。外部団体に任せきになるとこれから先が難しくなる。価値ある文化財が多くある、活かしていくのであれば職員の知識がないと相手の言われるままとな

るので、市が、こういったことに取り組むのであれば必要なことだと感じた。

【委員長まとめ】

伊賀市文化都市協会が指定管理先として、ふさわしいことは分かるが、指定管理者制度の趣旨からすると、仕様を提示したうえで公募すべきである。最終的に伊賀市文化都市協会が選定されたなら指摘されるようなことは無い。市の出資団体を非公募で選定していることは、内輪の論理のみで対応していると思われかねない。伊賀市文化都市協会だけでなくはいけない理由の説明のためにも公募で実施すべきと考える。

- 【担当課】指定管理者制度そのものの見直しが進む中で、なぜ伊賀市文化都市協会かというところは選定委員会にかけて説明はしているが、今後は、全庁的な見直しの流れに沿って検討する。
- 【委員】5条適用であっても選定委員会にかけているのか。
- 【担当課】かけている。
- 【委員長】ただ選定委員会は1回しか実施されておらず、専門家チームから指摘がある。よって選定委員会の在り方や条例の書き方は全体通じて今後見直していただき、俎上に載っている各ホールについても次の見直し時期に検討いただきたい。

③蓑虫庵

資料5をもとに事務局による補足説明

【委員】

市としてどのような事業を担ってもらいたいかは、担当課として明確にすることが必要である。どういったことを指定管理者に求めていくのかを仕様書に明文化すること。そうしなければ、安い金額のところを選定され、業務が開始すると専門性がなく、仕様書で明記された業務を達成できないといった事態も起こりかねない。指定管理者に何を求めていくかの仕様を明文化することが重要なので、市全体の動きと共に課内で検討すべきである。

【委員】

レビュー結果整理シート①中の専門家チームへの回答では、芭蕉翁顕彰会が持っているネットワークを活かした広報活動とあるが、俳句教室等は広報に載っているか。広く募集できているのか。

公募をしていない理由は何か。俳句は文化に通ずるところがあると思うが、伊賀市文化都市協会と現状の指定管理者でどちらが良いのかという話にもなる。そういう意味でも公募すべきだと考える。

文化と観光の連携は実施しているのか。芭蕉さんを神格化するあまり収益化しないという話を聞いたことがある。城泊が流行ってい

ることからも、文化と共に観光も楽しめるようなイベントを開催するとよいのではないかと。蓑虫庵で宿泊できると文化好きはうれしいはずである。広く公募して観光の要素も交えることが良いと思う。

➤ **【担当課】** イベントは広報と同時配布で情報発信している。団体のホームページでも掲載している。SNS を通じた情報発信も検討中である。

指定管理者の選定は、指定管理者制度始まって以来5条適用（非公募）としている。蓑虫庵、史跡芭蕉生家は芭蕉翁顕彰会の所有であったこともあり、芭蕉翁関連施設の維持管理をしながら、芭蕉翁顕彰もすすめることを目的に芭蕉翁顕彰会が発足した経緯もある。施設の説明や利用上の管理を含め5条適用としていたが、今後は全庁的な見直しの流れに沿って公募を含め検討する。

【委員】

専門家チームからの指摘では、「自治体の財政規模が縮小する中で、文化施設を維持修繕する財源が必要。文化財や文化施設の活用をもって観光や地域振興に寄与する視点で条例を改正しなくてはならない」とある。先日、観光DMOの集まりで、愛媛県大洲市の文化財担当から文化財活用先進事例について説明を受けた。活用の仕方は城泊であり、観光部門はそのような情報を知っているはずであるが、文化振興課ではご存じないと思う。庁内で横連携して工夫することが大切だと考える。蓑虫庵で宿泊が出来れば、芭蕉の生活が体現でき、ひいては持続可能な施設運営にもつながってくるのではないかと。

➤ **【担当課】** 伊賀上野城は泊まれないが、周辺施設での宿泊を含めた観光プロジェクトを観光部門が主で進めている。当課も庁内の検討委員である。蓑虫庵や芭蕉翁生家が直接議論に入っているわけではないが、上野公園内の芭蕉翁ゆかりの施設で俳句体験や俳人による指導について当課も協力できるよう議論している。蓑虫庵は空調がなく、現在、宿泊対応は厳しいが、お茶会などを検討したい。

➤ **【委員】** 横断的な視点で対応してほしい。

【委員】

この施設は、観光客と市民のどちら向けなのか。

➤ **【担当課】** 史跡、名勝庭園のため観光で訪れる方が多い施設であった。最近では、観光団体が少なくなっていることもあり、地域の子供向けの俳句教育を行うなど市民向けに利用していただく機会を増やしている。外部の団体と協力しながら、秋であればライトアップ行事等の施設利用を進めている。

➤ **【委員】** イベントを行うことで利用者の変動はあるのか。

➤ **【担当課】** コロナ禍前の利用者数に戻りつつある。団体旅行者が減っている中、利用者を増やすためにこれまでにないイベントを検討している。

【委員】

芭蕉翁関連施設のため、利用価値が低くなろうが観光者が少なくなろうが、廃止するわけにはいかない施設である。お金をかけるのであれば活用したいということである。実際は、見て終わるだけの施設であり、更なる工夫を誰が担うのか。芭蕉翁顕彰会では厳しいと考える。したがって維持管理は直営で行政が担い、運営は芭蕉翁顕彰会が実施する形にすればよいのではないか。

蓑虫庵は特に会合に利用されている。芭蕉翁生家は講座に利用され、近くの方が参加している。俳句をされている方も利用されていることから、そうした事業は芭蕉翁顕彰会に委託をすることが望ましいと考える。指定管理ですべてを任せてしまって何から何まで工夫をして行ってくださいというのには限度のある施設だと思う。担当課や芭蕉翁顕彰会だけが頑張るのではなく、行政も積極的に利用し、口コミが広がるような仕組みを作ればよい。行政自らが活用する方針を庁内に打ち出してほしい。

【委員】 芭蕉翁での収益化はしてよいのか。

- 【担当課】昔は神格化されていた話を聞いたことはあるが、現状は問題ない。

【委員】

お隣の奈良県は、民放番組に出演の著名な俳人の先生を呼ぶなどして、俳句関連の取組みを積極的にしているが、伊賀市では呼ばれていない。夏休みの宿題で俳句を出すといった良い取組みはされているので、著名な人を活用して芭蕉人気を上げることができるのではないか。商業的な取組みが、現在の指定管理者で実施できるのか今後の検討課題にしてほしい。

- 【担当課】先日の芭蕉祭ではNHKの番組に出演する有名な俳人の先生を呼んだ。民放番組に出演の著名な俳人の先生に入っていたか否かは不明だが、有名な先生方に句会をお願いするなどイベントを行っている。施設管理も含めたソフト事業の連動について今後検討したいと思っている。
- 【委員】俳句を生かした街づくりでいうと、四国松山市では正岡子規に関する様々な取組みがなされている。伊賀市は、比較するとお淑やかであると感じるため、積極的に芭蕉を打ち出した街づくりをしてよいのではないか。また、その時に核になるのが、この施設だと考えるが、専門家チームからの指摘もあるように「観光や地域振興を目的から、この団体が適任なのか、建物の管理に長けているかと問われれば違うのではないか」とあるが、その点の見解は。
- 【担当課】芭蕉翁生家は令和4年度に改修が終わり、指定管理に出した。蓑虫庵は過去から5条適用をしていた。芭蕉翁生家をど

のように運営するか考えた際に、直営か民間団体にお願いするか、それか芭蕉関連ということで芭蕉翁顕彰会に5条適用するかの3つを検討した。民間事業者に聞き取りした際、施設の規模が小さいため収益は見込めず民間では担えないとの意見があった。直営の場合は、多大な人件費が必要となる。様々なケースを検討したが、芭蕉翁顕彰会が最もふさわしいと判断した。観光という目線では、条例がかなり前に作られており、新たなニーズを確認した場合には、その目的に見合ったものへの見直しが必要と考えている。

【委員】

芭蕉関連施設でまとめて運営はできなかったのか。

- 【担当課】蓑虫庵の管理が令和4年度まで、芭蕉翁生家は令和4年度からスタートということもあり指定管理のタイミングがずれた。一旦は、それぞれで指定管理に出したが、今後は、文化財施設としてのスケールメリットを生かせるような工夫が必要になると思う。

【委員長まとめ】

施設が小さいため民間ではなかなか厳しいという意見もあった。だとすればスケールメリットを生かした公募も考えられる。

④史跡芭蕉翁生家

資料5をもとに事務局による補足説明

【委員】

図書館の移転計画があり、新しい芭蕉翁記念館を現在の図書館の位置に作ったらよいとの意見もある。芭蕉翁生家も近く、天神さんも近いので様々な連携ができると思う。そこへ新美術館という話も出てきているので、話は飛んでしまっているが、現在の図書館の活用について市の中で方向性はあるのか。

- 【担当課】新芭蕉翁記念館の建設について議論がされてきて、委員会から4回ほど答申を受けている。その中で図書館の跡地が新芭蕉翁記念館の立地にふさわしいのではないかと聞いた話があった。その方向で考えていたが、様々な議論があり、その話は棚上げになった。美術博物館建設準備室が立ち上がり、芭蕉翁記念館を含めた美術博物館の検討が進められている。立地よりも基本構想について議論されていたが、委員の方から立地をまず考えなくてはいけないという意見もあり、これから議論が深まると思う。

【委員】

	芭蕉翁生家は芭蕉翁顕彰会が管理しているが、一般の市民や県外の団体も利用することは出来るのか。 ➤ 【担当課】和室の貸館利用も実施しており、予約いただければ一般の方も使用可能である。土間からの一般観覧を可能な状態としてではあるが、和室を貸し切りで会合することも可能である。 ➤ 【委員】長期利用も可能か。 ➤ 【担当課】長期という設定はないが、連続して予約することで長期利用は可能である。 ➤ 【委員】あまり活用されていない施設という認識である。芭蕉翁顕彰会が施設だけを管理するより、若い方の力や他の企業が長期的に観光目的や集客を見込める新しい何かが実践できる場として、長期間利用できるハードルの低さがあれば新しい視点が生まれるのではないかと思った。 ➤ 【委員】新しい使い方、創意工夫で多少なりとも収益を上げることが、本来指定管理の制度であると思う。おそらく芭蕉翁顕彰会ではその方向に向いていないと思うので、今後の在り方を検討してほしい。 【委員】 先ほど芭蕉翁関連施設の維持管理は公でと発言したが、この施設は、街の真ん中にある施設で小規模である。施設管理と言えば草刈りや落ち葉の片付け等で特別な技術がなくても出来る。芭蕉翁関連施設だからといって芭蕉翁顕彰会ではなく、住民自治協議会による可能性、委託検討はなされているのか。 地域の住民自治協議会が収益を目指すことや、公的な施設の管理を任せるといったこともあるが、蓑虫庵や芭蕉翁生家における住民自治協議会との関わり方をどう考えているか。 ➤ 【担当課】施設の改修検討委員会でも住民自治協議会の代表者に入ってもらっている。その際に管理運営を打診したところ、受付などは出来るが、活用は弱いため芭蕉翁顕彰会に依頼してほしいという意向があり現状となっている。 【委員】 施設を維持しながら、芭蕉さん関連の歴史、資源をどう活用していくか。地域の方に見守っていただける接点があることはいいことだと思う。立地も中心市街地のため、その絡みもある。専門家チームのヒアリング結果の中に横断的な取組みという指摘がある。今も文化振興課が音頭をとっていろいろな取組みをしているとのことだが、活用の中身をしっかり話し合い、地域を巻き込みながら、コストをかけずに資産を引き継いで行ける知恵を出し合い、指定管理者制度に臨んでほしい。 【委員】
--	--

駐車場がなく、土地は行政が借りているという点について、芭蕉翁生家自体の場所も借りているのか。

- 【担当課】駐車場は、芭蕉翁生家の土地と市道を挟んで東側に駐車場がある。奥に仮設トイレを設置しており、3台止止められた駐車場が2台しか停められなくなった。駐車台数が少なく利用者に不便をかけるため、近隣の飲食店から昼間のみ借りている。
- 【委員】芭蕉翁生家が立っている土地も借りているのか。
- 【担当課】芭蕉翁生家の土地は市有地である。駐車場のみ借りている。
- 【委員】旧庁舎の駐車場を利用できるのであれば、歩ける距離であり問題ないと思った。

【委員】

芭蕉翁生家や蓑虫庵は、市民が気軽に参加できるイベントはあまりない。イメージとしては、伊賀市文化都市協会が運営している赤井家住宅や入交家住宅の方は参加しやすいイベントが開催されている印象である。施設の設置目的からして、相応しいのか検討いただきたい。

- 【担当課】地域住民の方の利用も目的に含まれているので、単なる芭蕉関連施設、顕彰のための施設とするのではなく、地域イベントとは連携している。おひなさんの時期には、城下町のおひなさん事業として無料で入館いただき、施設のPRに努めている。芭蕉さんだけでいくと興味を持つ方が少ないため、他の団体と連携して、もう少し入館しやすいイベントの取り組みを芭蕉翁顕彰会も検討している。

【委員】

7年伊賀に住んでいるが、6年目くらいに芭蕉翁生家の場所に初めて気付いた。観光スポットとして、もっとアピールしてよいのではないかと。6年間伊賀市にいても気付かない。芭蕉翁顕彰会は、ここに観光スポットがあるというアピールは良く思っていないのか。

- 【担当課】平成30年から改修のため閉館していたこともあるが、広報が足りなかったかもしれない。PRに力を入れたい。
- 【委員】市民が気付かないので、観光客はもっと気付かないと思う。芭蕉翁顕彰会はアピールが苦手であれば、その点を考えてほしい。もう少し商業目的で活用してもよいのではないかと。

【委員】

生誕の地は定まったのか。柘植か旧市内か。

- 【担当課】上野赤坂町の芭蕉翁生家に関する手紙が残っていることから、芭蕉翁のゆかりの地であることは間違いないが、生まれた場所は定かではない。

【委員長まとめ】

次に指定管理期限が切れる時を目途に、芭蕉関連施設の一体化、もしくはより大きく文化施設をも含めてなのか、一体で管理できるようなスケールメリット得られるような検討をする必要があるのではないか。そのために時期をずらすことは他市でもやっていることであり、一度決めたからといって、未来永劫やる必要はないと考える。

文化的な価値を訴求することのほか、観光誘客につなげることや、若者の利用をうながしていく、地域住民に目を向けてもらい地域振興や町おこしにつなげていくとなると旧来の視点だけでは難しい。芭蕉翁顕彰会を非公募で選定することがよいかは検討の余地がある。次回には、一旦立ち止まって考えていただきたい。

⑤岩倉峡公園キャンプ場

資料5をもとに事務局による補足説明

【委員】

12月、1月、2月の利用が無いのはなぜか。

- **【担当課】** キャンプ場は12月15日～3月14日まで閉設となるため利用者がゼロとなっている。
- **【委員】** 運営してはいけない期間なのか。
- **【担当課】** 岩倉峡公園キャンプ場は屋外のため、冬場は利用者が少なくなるという想定から閉設期間を設定している。開設すると人件費がかかる。しかし、冬場のキャンプにニーズがあるということで、指定管理者の自主事業により昨年度は冬キャンプを実施したことはある。閉設期間であれ、市と協議のうえ開設することは可能である。
- **【委員】** 冬のキャンプは流行っている。伊賀の厳しい寒さでしか体験できないキャンプを売りに出来ると思う。

【委員】

伊賀市文化都市協会が作成したホームページが分かりにくいとの指摘について、専門家チームから参考にと示されたホームページを拝見したら専門的な内容であった。指定管理者も変更する可能性の中で、指定管理の期間だけクオリティを求めることに違和感がある。対応方針に「改善を要求する」と示されているが具体的にどのように考えているのか。

- **【担当課】** 指定管理に出している以上、市と指定管理者の情報共有が必要である。専門家チームが指摘していたことは、予約状況、空き状況が分かりづらいとのことだった。参考に滋賀県内の情報をもらった。そこには、ある程度近づけたいと考えており指定管理者が決まった段階で協議していきたい。
- **【委員】** 現在のホームページのブラッシュアップに係る費用が必

要になると考えられるが如何か。

- **【担当課】**指定管理の中で、情報の提供、啓発も協定で定められている。それをどこまで充実していくか、例えばシステムを入れ替えるとなれば費用もかかることから別途協議になると考える。もし、伊賀市文化都市協会による指定管理が続くのであれば、協議しながら分かりやすいホームページにしていきたいと考えている。

【委員】

年度別の利用状況が減っている。これくらいのテントを張れたら、これくらいの稼働率が見込めるなど、おおよその数値を教えてください。

- **【担当課】**開設当初は、大きなテントを大勢で利用するキャンプが主流だったため、大型テント 12 張りを用意して運営していた。老朽化により修繕が必要となるが、現在は製作されていないのが実情である。代わりにオートキャンプ、持ち込みテントや、キャンピングカーで横づけといったキャンプに切り替わりつつある。昔は、こども会等で大人数が使用していたが、ファミリー的な規模で予約されている状況では、大型テントを更新するのではなく、持ち込みテントを設営できる施設に変えていくようにしている。キャンプのスタイルが変わったことで利用者数は少なくなっている状況である。
- **【委員】**やぶっちゃオートキャンプ場があり、笠置町は利用者が多い。アウトドアブームのためテント持ち込み、自分の好きなグッズをもってというスタイルが基本となっている。この施設は時代にマッチしにくいように見える。ただ公の施設のため、グランピング施設を準備すると言っても難しいが、工夫すれば利用者が増えると思う。

【委員】

公募で伊賀市文化都市協会になったが、そもそも体育施設なので、スポーツ協会の関わりはないのか。スポーツ協会は応募してきたのか。スポーツ協会は、どのような関りをもっているのか。

- **【担当課】**上野運動公園やしらさぎ運動公園といった体育施設はスポーツ振興課が指定管理に出し、伊賀市文化都市協会が担っている。岩倉峡公園キャンプ場は体育施設という位置づけではない。青少年の育成が目的であるが、伊賀市文化都市協会が応募され、選定委員会を経由して議会で承認され、3 年の指定管理を今年度に終えようとしている。前の議会で条例改正を承認いただき、指定管理期間は 5 年で公募している。
- **【委員】**スポーツ協会が中心となって、地域と連携し成功させた例はあるのに、このような施設に参画しないことに疑問を感じていた。地元の住民自治協議会も関わっていないのか。

- **【担当課】**この施設は、平成4年に開設された。最初は岩倉地域にお世話になっていたが、指定管理者制度が導入されて以降は伊賀市文化都市協会の一者しか応募いただいていない。
- **【委員】**伊賀市文化都市協会は夏休みに親子キャンプに奔走している。一方、青山ハーモニーフォレストの利用者は多い。山奥なのに利用者が多いのは口コミによるものである。この施設は国道にも近いのに利用者が少ないことが疑問である。スポーツ協会に協力してもらおうと合宿時に活用できるかもしれないし、他府県から活用されるような視点に変えるべきと思った。担当課も指定管理者と協力しながら、そのような方向性も見出してほしい。

【委員】

キャンプを予約する段階で、自身のイメージにマッチしているかが大事だと思う。青山ハーモニーフォレストは意外にイメージがしやすい部分が多い。YouTubeにもアップされているし、キャンプしている様子がSNSにもあがっているのに、この施設は、伊賀市文化都市協会のホームページと、少ない口コミが頼りである。オンライン上で予約できない時点で選ばれないのではないかな。せめて宣材写真だけでも充実していただきたい。

- **【担当課】**利用者からも同様の意見がある。キャンプ場の予約は管理棟への電話であり、支払いは現地に来てからとなっている。このようなシステムもうまくいっていないように思う。利用者の半数は市外からということもあり、キャンプ場の情報が少なければ選ばれにくいので、広く情報を発信していく必要があると考える。

【委員】

今年度で指定管理期限が切れ、公募となる。おそらく伊賀市文化都市協会の得意分野ではない気がする。ある程度アウトドアが好きな人と取組んだほうがよい。流行っているテントサウナを取り入れるなどアンテナが敏感な方が流行ると思う。公募の広報活動のようなものも行った方がよいのではないかな。

- **【担当課】**現在、指定管理者の募集を行っているところである。今までは市のホームページのみで指定管理者を募集していたが、加えてPRTIMESでも広報しており、県外からの反応も実感している。

【委員】

これまで一者応募になってしまった原因をどのように認識しているのか。また今回は何を改めたか。

- **【担当課】**指定管理期間3年としていたが、他の施設は5年で実施している。5年にとすることで、雇用の確保と継続した事業により、しっかりとした計画を立てられるといったメリットがあ

る。3年では新たな指定管理者が入るには厳しい期間であり、利用者のニーズが分かり改善するときに期間が切れてしまうといったことも原因ではないかと考え、指定管理期間の条例改定を行った。また利用料金について、開設当初から税率以外は改定しておらず安価な状態であった。利用料金が安価だから利用していただけのわけではなく、ニーズに合ったものに変えて、利用料金も見直していく必要がある。一者のみの場合は、見直されていないということがあったため、今回の募集は指定管理期間5年で行っている。

【委員長まとめ】

これまで公募を続けていたが、ただ一者応募が続いていた。今回改善を図り、複数者の応募を目指している。ただ施設のイメージのわきにくさ、利用申請のしづらさについては指定管理者に改善を促していただきたい。より多くの方に利用いただけるような集客PRも工夫いただきたい。

3 その他

【委員】

施設管理に関する包括協定書の第21条に人権問題の取組みについて網掛けがあるが、その理由は何か。

- **【事務局】** 網掛けについて、特に意図があるわけでない。専門家チームレビュー時に使用した資料であり、その際の印が残っているのではないと思う。

【委員】

複数施設を管理している団体であれば、施設毎に人権問題の取組みを行うのは大変ではないか。どのように実施され、評価しているのか。

- **【事務局】** 指定管理者の選定は、協定書にいくつかの施設まとめて出しているところがある。例えば文化会館の場合、3つのホールを1つの協定書で伊賀市文化都市協会に委任している。一方、蓑虫庵や赤井家住宅等は単体での委任となる。指定管理者制度を始めた時点で存在していた施設は、まとめた協定書となる場合が多い。スポーツ施設など最初から条例に定めていたものは一本になっている。後から追加した施設は、指定管理期間の終了時期が異なるため単体の協定書となっている。
- **【委員】** 伊賀市文化都市協会の場合、ホールや、キャンプ場も担っているが、団体として人権問題にどう取り組んでいるかは、毎回協定書ごとに、報告書毎に同じ内容を記載しているのか。
- **【事務局】** 必ず記載が必要な項目と任意記載の項目に分かれる。施設によって出来ること出来ないことがある。例えば人権に関す

る取組がその施設の運営に相応しいものは盛り込む、そうでない場合は書かなくてもよいといった運用である。

包括協定書内に、業務報告書ということで事項を記載して市へ提出しなければならないという記載がある。例えば蓑虫庵の人権問題の取組みが具体的に記載されている。これにより市側がどのような取組みを行ったか確認している。

- 【委員】芭蕉翁顕彰会は蓑虫庵と芭蕉翁生家を指定管理しているが、顕彰会の取組みとしては、2つの指定管理をあわせたかたちで研修の実施と夢のとびらを回覧されているということか。
- 【事務局】そのとおりかと思う。

【委員】

施設の設置管理条例では、指定管理者が行う業務の4番目に「市長のみの権限に属する事務を除き市長が必要と認めた業務」と記載があるが、「市長のみの権限に属する事務」とはどういう意味なのか。市長が変われば変わるのか。

- 【事務局】施設の設置管理条例の内容を転記したものになる。資料4の3ページで「地方公共団体の長に代わり、公の施設の管理権限を持つ」とご説明した。管理権限の例は、行政処分であり施設の使用許可となる。ただそれ以外に使用料の強制徴収や不服申し立ての決定といった権限は与えられないとなっている。先ほどの条例に書いてあるところは、認められていない点もあるため、そこは別という意図だと考えている。
- 【委員】「市長が必要と認めた業務」という表現では分かりづらいのか。最初読んだとき「市長のみの権限」という文言から、ワンマン市長のイメージが湧いた。今説明を聞いて、施設の長が市長に変わって出来る業務があるけれども、本当の市長でないとだめだという説明があつたが、文章としてよいか。どこかで見たことはあるか
- 【委員】見たことはあるが、分かりづらい文章と感じる。
- 【事務局】強制徴収等法的にできない業務のため、わざわざ記載すべきかについては検討する。
- 【委員】市長が変わったら考え方が変わるのかと感じてしまう。分かりづらい文言だと感じる。強大な権限のような気がする。これ以上になんの権限を市長が持っているのか。
- 【事務局】書きぶりがよろしくない。
- 【委員】法的に市長しかできないことは、任せてはいけないという意味だが、分かりづらい。

【事務局】

文化会館・あやま文化センター・青山ホールのレビュー結果整理シート②中の個別論点3つ目で、決算内容について、「法人管理費にまとめてしまうと正確な評価ができないため改善を求める」とある。伊

賀市文化都市協会の指定管理に関する決算書では、伊賀市文化会館及び文化振興事業の法人管理経理に、役員報酬や12名の職員給与が、文化会館等3施設の法人管理費が全てここで精算されている。他にも伊賀市文化都市協会は指定管理を受けているが、その指定管理料に法人管理経費が含まれていない。よって、この施設で計上された法人管理費で、他の施設の指定管理を受けたときの経費が賄われる状態となっている。このことについても議論いただきたい。

また、芭蕉翁生家の指定管理料でも、通常業務委託であれば諸経費等の事務所経費は通常、民間企業本体の人件費の事務に係る費用も賄うようになっている。伊賀市の指定管理料にはそのような経費を計上していないことで、諸経費がでないようなところに応募しないでおうという圧迫をかける可能性がある」と指摘を受けている。次回から指定管理料をどう算出すればよいか。どのような公募体制をとるのか。伊賀市文化都市協会は3ホールで全ての退職給与費用をのせている。他の事業ではのせていない。よって他の事業は安い指定管理料で運営できる。逆に言うとこの3ホールの費用が過大になっている可能性がある。3ホール以外の施設は、法人管理や諸経費を含んでおらず、最低限の価格となっている。

- 【委員】施設を兼務している場合は、按分しなくてはならない。
- 【事務局】伊賀市文化都市協会ありきで対応していたため、同団体から見積書を予算要求の時に出示してもらい、それに従い予算要求した結果がこれである。積算根拠や、他企業の見積もり比較、業務の諸経費率によって算出が出来ていないことが問題になっている。
- 【委員】次回の公募時に安すぎて手を挙げる業者がいなくなる可能性があるが、まとめて計上することに法的に問題はないのか。
- 【事務局】法的に問題はないと認識しているが、文化会館の指定管理料が過大に積算されている可能性がある。本来であれば業務に合った諸経費が一定割合あって、伊賀市文化都市協会がとっている他の業務の経費が、3ホールの諸経費から賄っていることに問題がある」と考える。
- 【委員】今後3ホールを公募したときに、他の団体は、この管理費が適正価格と捉えてしまう恐れがある。それは良くない。
- 【事務局】指定管理者制度に参画するために設立された団体もある。そういう団体の指定管理料は極端に安い傾向にある。人件費は最低賃金で計上している場合もある。同じ設置目的であっても指定管理者によって大きく金額が変わる。それは積算根拠を持っていないからと考える。これらは専門家チームから指摘されていることであり、見直すべき点だと感じる。
- 【委員】岩倉峡公園キャンプ場の募集を行っているが、法人管理費は出せないような状況になっているのか。
- 【事務局】おそらく従来通りの積算となっていると思われる。
- 【委員】となると、複数者は手を挙げない結果になるかもしれな

	い。 ➤ 【事務局】このような課題は全体を通した議論の中でご意見をいただきたい。 ➤ 【小林委員長】全体に関わる条例やモニタリング、決算の話も出ているが、本件についても最終日に議論できればと考える。次回に伊賀市文化都市協会があるので、人件費にも注目したい。 以上
--	--